

ごみの分別と出し方

資源・ごみの分け方、出し方、収集日などは「**ごみカレンダー**」(広報とよた4月号に折り込み)や「**ごみガイドブック**」(市役所・支所・出張所で配布)又は市ホームページで確認するか、循環型社会推進課(☎71-3001)へお問い合わせください。

※古紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック)、古布類(古着等)は、地域の集団回収又は、リサイクルステーションへお出してください。

一般ごみの不法投棄の処分や不法投棄パトロール隊(地域の清掃やまち美化活動を行うボランティア団体)への支援、ごみ・し尿の収集、道路上の動物の死骸処理については清掃業務課(☎71-3003)へお問い合わせください。

粗大ごみの収集は粗大ごみ受付センター(☎25-5353)にお申込みください。

※旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡地区については各支所へお申し込みください。



ごみ出しルール4か条

- きちんと分別して出しましょう。
- 指定日の午前8時30分までにいきましょう。
- 指定のごみステーションにいきましょう。
- 指定ごみ袋に入れていきましょう。

資源・ごみ分別アプリ

ごみ収集日のカレンダー表示、資源・ごみの出し方のポイント、品目別の出し方一覧、臨時や緊急時の市からのお知らせなどの機能があります。

※インストール方法…各ストアから「さんあーる」で検索か、右記二次元コードをスキャンしてダウンロードしてください

App Store



Google Play



リサイクルステーションを利用しましょう

回収品目

古紙類(新聞紙、雑誌、雑紙、ダンボール、紙パック)、古布類(古着等)、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん、プラスチック製容器包装、食品トレイ、有害ごみ、危険ごみ

※宝来町、前田町は回収品目が一部異なります。ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

設置場所

設置場所については、ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

利用日時

年中無休(年末年始を除く)午前10時～午後6時

※下山トレーニングセンター南側(大沼町)は水・土・日曜日のみ開設午前9時～午後5時

※小原支所駐車場(小原町)、稲武交流館駐車場(稲武町)、旭総合体育館駐車場(下切町)は土・日曜日のみ開設 午前9時～午後5時

市では収集しないもの

家電4品目の出し方

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電リサイクル法に基づき小売業者、メーカー等が回収・リサイクルをしています。

パソコンの出し方

家庭用パソコンは製造メーカー等が回収・リサイクルをしています。認定事業者による宅配便での自宅回収の方法と製造メーカーへ回収を依頼する方法があります。

消火器の出し方

消火器メーカー等が回収してリサイクルをしています。

※いずれも詳細は、ごみカレンダー又は市ホームページ・アプリをご確認ください。

その他

タイヤ、バッテリー、農薬・薬品、石・土・砂、ボンベ、廃油・廃液、農業用機械、自動車・自動二輪車・原付、ピアノ等は販売店にご相談ください。



集団回収報奨金制度

子ども会や自治区など市に登録した団体が資源の回収を行った場合、回収重量に応じて報奨金が出ます。

■報奨金額

- 雑誌、雑紙…各1キログラムにつき7円
- 新聞紙、段ボール、紙パック、古布類(古着等)…各1キログラムにつき5円
- 2品目以上を同時回収…1回につき2,000円

再生品・不用品の利用

■粗大ごみの再生施設 リユース工房

家庭から粗大ごみとして排出された家具などを清掃・補修し、リユース(再使用)家具として展示販売しています。

■リユース家具購入の流れ

- ①リユース工房(渡刈町、清掃事業所内)で展示品の状態を確認
 - ②入札書に入札価格などを記入して入札箱へ
 - ③落札者の決定(毎月第3木曜日の午後。落札者に電話連絡)
 - ④落札者は、落札金額を納入し(とよたSDGsポイントの利用も可)、家具を自分で搬出
- ※市ホームページで展示品の一覧・過去の入札結果をご覧ください
※粗大ごみの受け入れはしていません

■問合せ

リユース工房(☎42-6010)

※火・木・日曜日午前10時～午後3時

■不用品紹介窓口

家庭の不用品を活用するための情報交換制度です。さしあげます(無料)、ゆずります(広告)

(有料)、ゆずってくださいの3種類の情報が集まっています。

■利用の流れ

- ①不用品紹介窓口(T-FACE A館 7階)に連絡・登録
 - ②該当品があれば情報を提供
 - ③登録者同士が話し合っ決定
- ※市ホームページで登録品の一部をご覧ください

■問合せ

豊田消費生活センター不用品紹介窓口

(☎33-2447、FAX33-0998)

※月～金曜日午前10時～午後6時

環境

問 環境政策課

☎41-7391 FAX41-7392(環境センター1階)

豊田市エコファミリー支援補助金

スマートハウス等エコ住宅を構成する設備・機器や次世代自動車の導入に要する費用の一部を補助します。

■スマートハウス等エコ住宅構成設備・機器の導入に対する補助

(1)対象

自ら居住する住宅に対象の設備・機器を導入する人

※スマートハウス、スマート・ゼロハウスに関しては、太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム(HEMS)及び蓄電池又は次世代自動車充電設備(V2H)を同時に導入する人が対象

※電気事業者との系統連系日(機器単体補助の場合は保証開始日、エコ窓改修の場合は支払完了日)までに環境政策課へ予定届出の提出が必要



(2) 補助額

対象設備・機器	補助金額	上限額
スマートハウス (令和4年3月31日 以前の住宅)	定額	15万円
スマート・ゼロ ハウス(ZEH) (令和4年4月1日以 降の住宅)	定額	20万円
燃料電池(単体)	設置費用の5%	5万円
蓄電池又はV2H (単体)	蓄電容量1kWhあたり 1万円	9万円

■外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助

(1) 対象

新車登録日の時点で1年以上前から豊田市内に住所を有し、自ら使用する目的で対象の外部給電機能付次世代自動車(リース・サブスクリプションを含む)を購入する人

(2) 補助額

対象車種	補助金額	上限額
電気自動車 プラグインハイブリッド車	車両ごとに設定し た車両本 体基準額 の5%	20万円※1
燃料電池自動車		32万円
超小型電気自動車※2		3.5万円※3

- ※1 充電設備機能を導入した場合は2万円上乘せ
- ※2 外部給電機能の有無は問わず補助対象
- ※3 申請者が満65歳以上の場合は4万円上乘せ

葬祭

問 古瀬間聖苑 ☎80-1160 FAX80-1196

こせませいえん
古瀬間聖苑

■葬祭の時は

利用する場合は、予約(受付専用電話☎29-5936)をしたうえで、市民課、各支所・出張所に利用申請してください。

■使用料(市民の場合)

- ①火葬料/無料
- ②式場/午前9時～午後4時の7時間以内
20,000円、午後5時～翌午前9時の16時間
以内10,000円
- ③祭壇/1回3,000円

■お願い

書籍、携帯電話、陶器、金属製品、危険物(ガスライター、ペースメーカーなど)等を棺内に入れた場合、遺体の損傷や火葬時間の遅れの原因となりますのでご遠慮ください。詳しくは、施設へお問い合わせください。

■休業日

1月1日、友引の日

自治区

問 豊田市区長会事務局(地域支援課内) ☎34-6629 FAX35-4745

豊田市では各自治区が、地域にお住まいの方との親睦と結びつきを深めながら、豊かで住みよいまちづくりを目指し、自主的に様々な活動を行っています。

「支えあいのまちづくり」や「ふれあいづくり」のため自治区に加入されることをお勧めします。

- 加入方法、区費、活動内容の詳細については各自治区にお問い合わせください。
- お住まいの住所がどの自治区に該当するかについては、豊田市区長会ホームページでご確認ください。





上・下水道

料金課

☎34-6654 FAX34-6655 (西庁舎1階)

下水道施設課

☎34-6964 FAX32-3171 (西庁舎2階)

下水道建設課

☎34-6624 FAX32-3171 (西庁舎2階)

水道の使用開始・使用中止・使用者変更 (担当:料金課)

希望される日の3日前までにインターネットまたは電話でお申込みください。ただし、電話での受付は土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。

連絡事項

- (1) 使用開始／希望日、氏名、開始する場所(住所、マンションなどの名称、号数)、現住所、電話番号、料金請求先
- (2) 使用中止／希望日、氏名、お客様番号、中止する場所(住所、マンションなどの名称、号数)、料金の支払方法、転居先の住所、転居先電話番号
- (3) 使用者変更／変更日、新使用者名、使用中の場所(住所、マンションなどの名称、号数)、料金の支払方法、電話番号、郵便物の送付先

上下水道料金のお支払いは口座振替をご利用ください(担当:料金課)

申込みは、料金課で配布の「豊田市上下水道料金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、押印して料金課まで返信するか、金融機関窓口にて備え付けの申込み用紙でお申込みください。(預金通帳、通帳届出印、上下

水道使用場所のお客様番号のわかるもの(水道使用開始のお知らせ、または領収書、使用水量のお知らせなど)が必要です。)

取扱い金融機関

三菱UFJ銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・三十三銀行・百五銀行・三井住友信託銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・岡崎信用金庫・瀬戸信用金庫・豊田信用金庫・碧海信用金庫・信用組合愛知商銀・イオ信用組合・東海労働金庫・あいち豊田農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

補助制度

下水道接続(改造)工事融資あっせん制度(担当:料金課)

下水道が供用開始されたら接続工事をしてください

下水道が供用開始された地域で浄化槽やくみ取り便所をお使いのご家庭は、水質汚濁防止や生活環境の改善のために、生活排水の処理ができる下水道への接続を申し込んでください。

下水道への接続工事は、豊田市下水道排水設備指定工事店(市ホームページの「豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店」を参照)に申し込んでください。

対象

以下のすべてに当てはまる人

1. 下水道事業受益者負担金や市税の滞納をしていない
2. 融資金の償還能力がある
3. 連帯保証人(条件あり)がいる



融資額

工事1件あたり40万円以内。ただし、トイレが1か所増すごとに10万円を加算

利子

無利子(市が利子を負担)

返済方法

40回以内の元金均等月賦償還
例/融資額40万円の場合、毎月1万円の返済

合併処理浄化槽設置費補助制度 (担当:下水道建設課)

公共下水道等の整備構想のない区域における「合併処理浄化槽への転換」を補助します。単独処理浄化槽や汲取り便槽からの切替えや、破損に伴う合併処理浄化槽の更新にご活用ください。

(注意)自身が居住する住宅以外への補助や設置後の補助金交付申請は不可など、補助には一定の条件があります。

浄化槽雨水貯留施設転用事業補助制度 (担当:下水道建設課)

下水道へ接続するときに、不用となる浄化槽を改造し、雨水貯留施設(雨水をためておく槽)に転用する場合、工事費の一部を補助します。

補助金額

工事に要した経費の2分の1
※上限60,000円

注意点

施工前に下水道排水設備申請書(料金課へ提出)と同時に下水道建設課へ申請。工期は、申請年度内に工事が完了するものが対象となります。

雨水貯留浸透施設補助制度 (担当:下水道建設課)

雨水貯留施設

雨水を一時的に貯める貯留タンクが補助の対象です。庭木の散水等雨水の有効利用や、大雨への対策に役立ちます。

雨水浸透施設

雨水を地中に浸透させる施設で、浸透ます、浸透トレンチ(有孔管)、浸透側溝、透水性舗装が補助の対象です。水循環機能の再生や、大雨への対策に役立ちます。

補助制度

「豊田市雨水貯留浸透施設補助金交付要綱」に基づき実施します。

補助金額

施設	規模	補助率	上限
雨水貯留槽	100リットル以上 300リットル未満	2分の1	30,000円
	300リットル以上 1,000リットル未満	2分の1	50,000円
	1,000リットル以上	2分の1	60,000円
浸透ます	内径又は内法200ミリメートル以上	2分の1	8,000円/基
浸透トレンチ	口径50ミリメートル以上	2分の1	8,000円/メートル
浸透側溝	内幅150ミリメートル以上	2分の1	4,000円/メートル
透水性舗装	透水性材厚40ミリメートル以上 路盤材厚100ミリメートル以上 フィルター砂厚50ミリメートル以上	2分の1	1,000円/平方メートル
1申請当たりの補助上限額			200,000円

主な注意事項(担当:下水道建設課)

施設の購入・工事

必ず施設の購入又は工事を始める前に補助金交付申請をしてください。購入又は工事開始後は申請できませんのでご注意ください。

完了報告

工事の完了後14日以内に完了報告書を提出してください。ただし、年度末は3月15日(休日の場合は前日)が最終提出期限になります。必ずそれまでに工事を完了してください。

申請件数

申請は、1年度につき1人1回です。

施設の存続責任

補助を受けた施設については、申請者の責任で7年間は適正な維持管理に努めてください。

水のトラブル対処法

①水が漏れている！

水道メーターのパイロットマークを確認してください。



- 家の中の蛇口がすべて閉まった状態で、パイロットマークが回っている場合／市指定給水装置工事事業者へ連絡して修繕してください。(修繕には料金が発生し、お客様の負担となります)
- パイロットマークが回っていない場合／(一財)豊田市水道サービス協会(☎31-1421、FAX31-1430)へ連絡してください。

②水道水に色がある！

- 白い水:水道管の中に入った空気が無数の小さな泡になって出ることがあります。その場合は、しばらくすると泡が消えてきれいになりますので、そのまま使用しても差し支えありません。
- 赤茶色のごり水:まず、にごり水が出ている水道水を止めてください。
- 消火活動や突発事故・水道工事などにより、にごり水が出ることがあります。
- 近所でも同じようににごり水が出ている場合は水の使用を控え、水道整備課(☎34-6656、FAX33-9096)へご連絡ください。

※業務時間外(午後5時15分～午前8時30分、土・日曜日、祝日)は(一財)豊田市水道サービス協会(☎31-1421、FAX31-1430)

近所が同じような状況でない場合は、宅内の配管が原因の可能性がります。しばらく屋外にある水栓で水道水を出して、にごりがなくなれば使用できます。

③水道水が出ない！

近所の水道水も出ないときは、水道工事や突発事故で断水していることが考えられますので、水道整備課(☎34-6656、FAX33-9096)へご連絡ください。

※業務時間外(午後5時15分～午前8時30分、土・日曜日、祝日)は(一財)豊田市水道サービス協会(☎31-1421、FAX31-1430)

一軒のみ水道水が出ない場合は、止水栓が開いているかどうかお調べください。(給水停止により止水栓を閉めている場合もあります)また、集合住宅の場合は、受水槽の清掃、点検の可能性がりますので建物の管理者にご確認ください。

④水道が凍った！

タオルをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて解かします。※急に熱湯をかけると蛇口が破裂することがあります

水道管が破裂してしまったとき:メーターボックス内の止水栓をしめ、市指定給水装置工事事業者へ連絡して修繕してください。



※市指定給水装置工事事業者の連絡先は、市ホームページ掲載の豊田市指定給水装置工事事業者及び豊田市排水設備指定工事店を参照してください。



相
談

